



2011年(平成23年)
1月号(No. 788)

社団法人 日本山岳会
The Japanese Alpine Club

定価1部 150円

会員の会報購読料は年会費に含まれています

URL ● <http://www.jac.or.jp>
e-mail ● jac-room@jac.or.jp

1月理事会で新法人制度に 「公益社団法人」申請を決定

定例の1月理事会が、12日18時半から、15名の理事全員出席のもと、会議室で開かれた。ここで新法人制度移行の際、「公益社団法人」か「一般社団法人」かどちらを選択するかで、理事全員の意思表示があった。その結果、賛成多数で「公益社団法人」申請を決め、3月の総会に諮ることになった。重複する部分があっても、極力、編集しないで、理事全員の意思表示を再録することにした。

会長「今回の公益法人か一般法人

かの選択に関する理事会決定は、非常に重要な案件ですので、審議につきましては、私が議長を務めたいと思います。ここでは、一人ずつ意思を述べていただいて、どちらかが多数であると認められた場合、そのまま理事会決定とさせていただきます。では

順にお願いします」

A「私は公益法人を選択したいと思えます。一番大きな理由は、これまでのJAC百年の歴史を通して、公益法人たる社団法人として活動してきたということです。ただ当初は、予算の50割を公益活動にあてなくてはならないなど、非常にハードルが高いと思っていた

目次

1月理事会で新法人制度に「公益社団法人」申請を決定・・・	1
新しい法人制度への移行に・・・	3
新法人法に対応する定款等の改定・・・	6
「公益法人」選択は時代の要請・・・	9
JACの主目標は公益事業なのか・・・	10
遭難状況の調査で秩父宮山岳賞受賞・・・	11
活動報告・・・	12
集委員会/図書委員会/アルパインフォトビデオクラブ	
図書交換会出品目録・・・	14
支部だより・・・	16
埼玉支部	
会務報告・・・	17
ルーム日誌・・・	18
会員異動・・・	18
新入会員・・・	18
図書受入報告・・・	18
INFORMATION	19

▶日本山岳会事務(含図書室)取扱時間
月・火・木・・・10～20時
水・金・・・13～20時
第2、第4土曜日・・・閉室
第1、第3、第5土曜日・・・10～18時

のですが、その後の話では、私たちがしている活動そのものが公益活動だとはつきりしてきました。ということは、私たちはもうすでに公益法人として認められていて、認可をとるための必要条件是そろっているということです。とすれば、何も改めて一般法人になる必要はありませんし、今まで運営してきた方針を変えることはないと考えております」

B「私も公益法人を選択したほうがいい、すべきだと思っています。JACは百年かかって社会的な信用性、社会から認知を得た社団法人であるということがひとつ。すでに百年にわたって、公益性の高い活動をしてきた。それが変わらなないのであれば、これまで通り、公益性の高い法人として公益法人を

選んだほうがいいと思います。同時に、懸念される活動の規制、つまり、50割条項ですが、これは今のままでもクリアできると試算されています。それからさらに、「山の日」プロジェクト。これはまさにJAC会員のためだけのものではなくて、将来の展望に立って、より広い視野をもって外に向けた活動だと、私は認識しています」

C「この前はどちらかというと一般法人だと発言したんですが、現在は公益法人でいかざるを得ないんじゃないかと、考えています。やはりJACはどうしてもある程度寄付に頼らざるを得ない部分がありますし、なおかつ、相続税の免税額を下げるということが政府の税制調査会で検討されておりま

です。まず通ってしまうだろうと。そうすると、それだけの財産を持っているJACが、免税措置のとれる団体へ寄付しなくてはならず、一般法人ではやっていけないのではないかと思います。ただ、国のチェックを受けるという点については、100%信用できるかなという一抹の不安はもっています」

D「私は、一般法人を選択するべきだと思います。JAC自体、会

員が長期的に減少傾向にあります。これに歯止めをかけるには、何か手を打たないとダメだと。今までと同じことをやっていけば、公益法人になれると言いますが、将来を見すえた時に、梓をかぶせてしまっているのかどうか。すごい負担になってしまっているのか。自由の裁量が大きいと思われる一般法人を選びたいと思います」

E「私は公益法人を選択します。自由を奪われる可能性があるという今の話を聞いて、ちょっとドキッとしたのですが、現状はほぼ公益法人と同じ活動をしているわけですね。今でも自由度はあるわけですし、公益法人を選びます」

F「僕は前回、どちらでもいいける

んじゃないかと言いました。今の学校山岳部は衰退しているし、会員も減少していくと思われる。だから安易な道を選んでいいのかと。籠(かご)がいったん外れてしまったら、おそらくもう再起することはできないし、このレベルを保つこともできないと思います。過去の実績の延長線に沿って伸ばしていきたい。だから僕は公益法人を選択したいと思います」

G「私は、公益法人を支持します。その理由は、定款を含め会の精神、性格そのものがすでに公益性の非常に高いクラブであると認識しているからです。会の活動そのものが、みんなで楽しく山に登りましょうということではなくて、山に對する研究をし、それを外に広げて奨励して啓発して安全登山に向けていくといったものだからです。この精神は、今後も変わらないであらうと思います。つまり、会の性格そのものが、すでに公益性を帯びている。そして、不特定多数の利益に供する活動内容であるという点。これは極論なんです。山に登ることそのもの、そしてそれを発表し、外に向けて何らかの行動を起こしていくという行為そのものが、社会の利益をもたらすものではないかと思っています。これは「山の日」制定にも言えるのですが、健康増進であるとか精神の開放であるとか、登山自体が公益に供する。つまり、現在の活動、外に向けた研究、指導、啓発活動が続けていく限りは、公益法人を選択すべきではないかと思っています」

H「厳しく悩ましい判断を強いられているわけですが、自分の考えとしては、明確な公益的事業を主体とする団体を目指すという意思があるならば公益法人であつて然るべきだと思うのですが、そういうものが感じられない。それだったら活動が制約されない一般法人がいいのではないかと。一般法人から、公益事業ができないかという点、そういうことは一切ないし、自由度が高い一般法人でやったほうがいいと思っています」

I「百年の伝統の重みということを考えますと、公益法人を選ぶべきだと思います」

J「私も公益法人を選択したいと思っています。今までも社団法人として、社会的に荣誉ある地位を築いてきたということが大きいと思います。すでに委員会活動など、意識せずに公益性の高い活動を実践してきたわけですし、公益法人を選ぶべきだと思います」

K「私も公益法人を選択したいと思っています。JACを今後も長く持続させていきたいと思っています。逆ピラミッドではダメだと思います。裾野を広げるといのは、ひとつは若い層を増やすということ、もうひとつは活動を多様化していくことが必要だと思います。そのためには、公益性の高い活動を、ということですね。公益活動というのは、これからの新しい時代のひとつの価値観だと思います」

L「私も、公益法人のほうが良いと思います。入会は、自分が山を楽しみたいからという理由でしたが、その後、多くの恩恵を受けたし、学ばせてもらいました。その恩返しのためで指導委員会や青年部で協力させてもらっています。そんな時、公益法人のほうがやり甲斐があると思うんです。もうひとつ、どんな団体でも一般法人にはなれるが、公益法人にはなれないという点です。一般法人を選ぶ

と、今後、ステータスの点から、社会的な貢献という点からも、公益法人に劣るのではないかと危惧します。ポイントは50割以上の予算を公益活動に振り向けなければならぬということですが、その点は心配しなくていいと信じて、公益法人を選びたいと思います」

M「私は、一般法人を選ぶべきだと思います。ひとつはやはり、JACは定款などで公益的な活動を目的にしています、基本的には山登りをする会員の集まりであるということ。やはり予算の50割以上の公益活動をやらなくてはいけないというのは、メインの目的が不特定多数の人のための活動であって、山登りのグループでは会の趣旨に沿わないのではないかと。さらに、国の監督を受けることの大変さですね。内閣府がどういう形で管理してくるかわかりませんが、JACは会費で運営している独立した団体ですから、国の制約から離れておく必要があると考えます。それからもうひとつ、公益じゃないと会員数が増えないという意見がありますが、むしろ僕は今いるJACの会員が入会していることのメリットを感じて、

楽しんでるかという点に注意喚起が不十分じゃないかと。一般法人を選んで、会の活動の充実を図っていつてほしいと考えます」

N「僕は、公益法人でいきたいと強く思います。長年、いろいろな活動をしてきたなかで、公益法人以外にはないと強い信念をもっています。ちよつと変な言い方になりますが、最近、山に登るためにJACに入会する人は少ないんじゃないかと思うんですね。どちらかというと、登山に関する公益的な活動をしたいと思って入会するのではないかと。本当に山へ登りたいんだつたら、社会人山岳会へ入ったほうがいい。やはりJACは公益活動が、すでにひとつの目的ではないかなと思っています。ぜひ公益法人を選んで、これからも社会に信用される団体として活動していきたいと思っています」

会長「みなさんのご意見を聞かせていただきましたけれども、公益法人を支持される方が多数ということで、本理事会におきましては、JACが新法人制度移行の際、公益社団法人を申請するということが決定させていただきたいと思ひます」

(文) 神長幹雄

マニフェスト

新しい法人制度への移行に

会長 尾上昇

新年明けましておめでとうございます。新しい年を山やスキー場でお迎えになられた会員も大勢いらっしゃると思います。本年が皆さまにとつてよりよい一年となりますことを祈念申し上げます。

公益社団法人を選択

さて、これまで議論を重ねてまいりましたJACの新しい法人制度移行への方向が、1月の理事会で決まりました。公益社団法人への移行認定申請です。この理事会の決定が、今年度の2回めの総会となる3月12日の通常総会で審議に付されます。

このことにつきまして、これまでのいきさつとその論点を述べてみたいと思います。この新しい法人制度改革は、明治29年に施行された民法の公益法人に関する規定をおよそ百十年ぶりに改正しようとしたところからはじまります。

平成21年12月1日に「一般法人法」「公益認定法」「整備法」のいわゆる公益法人制度改革3法が新

たに施行されました。この法律に沿って、これまでの社団法人や財団法人は、新しい公益法人への移行が義務づけられました。JACも公益社団法人の認定を受けるか、一般社団法人の認可を受けるかの選択を迫られました。

移行の期限は施行後の5年以内ということで、平成25年11月30日までに内閣府に申請、認定もしくは認可を受ける必要があります。その申請手続きはなかなか厄介で、審査にも時間がかかりそうなので、余裕をみて今年中の申請が望ましいのです。となりますと3月の総会で審議、その新しい法人にもとづく新定款の制定を6月の総会に諮り、その上で申請するという手順が見えてまいります。

新しい公益法人3法による改革の目的は、既存の社団法人や財団法人が公益法人の名の下で公務員の天下り先の温床になっていることや、行政と結びついて業務の独占が図られ民業を圧迫していること、更には官製談合、補助金や

税金のムダ遣い、その税制優遇の悪用などの弊害が多く、これらを正すためのものなのです。

これまで、公益か一般かで『山』誌上でもその動向に関する賛否がたびたび論じられてきています。また、理事会でも厳しい論議が続きました。

公益を唱える会員の意見、一般がよいと述べる会員の意見、両者とも、言っていることはそれぞれ正しいのです。いずれもJACの未来を憂い、JACを慈しむ会員の心情の現われなのです。

公益か一般かのメリット、デメリットについても精査させていたできました。申請に伴うハードルの高さの比較、行政庁からの拘束力と自由度の兼ね合い、公益目的支出計画のチェック、社会的な信用度や格付けの比較、税制の優劣、JACの今後の事業展開の方向性、会計処理方法、支部への影響などについての検討を加えました。そこから得られた理事会の結論は、公益社団法人という選択でした。

JAC創始の原点

公益か一般かの議論の進む過程で、私には、少々気になる点が



答えを「山岳会創始の原点に求めました」と尾上会長

出てきました。それは、この議論をとことん突き詰めますと、会論を二分しかねないのではとの思いです。是非論だけで事の決着を図りたくはありません。今回の法人制度改革は、私たちJACにとりましては無縁の、むしろ傍迷惑ともいえる法改正です。いままでどおりそつとしておいてほしいというのが本音です。この百年余りのJACの歴史が、いま、なぜ、無縁の法改正で翻弄されるのか。憤りさえ感じます。

JACとは本来何なのか、そしてこれから何をどうすればよいのかという素朴な疑問が湧いてきます。私は、その答えを山岳会創始の原点に求めてみることにしました。改めて設立主旨書と定款を読

ませてもらいました。

明治39年、4月5日づけの設立主旨書の最後の部分に次のような記述があります。「蓋し是れ實に國民的事業にして、決して少数人士の能く爲し得るところにあらざればなり」です。その前段には『山岳』や山案内書の発行、山小屋の建設、登山路開拓などの具体的な事業内容が記せられています。そしてこれらの事業は、國民的事業であつて、少数人士（少数の登山愛好家・私たち）だけのものではないと記してあります。

現行定款は、昭和16年に社団法人として認定されたときの定款を基にしています。その後、字句には修正が加えられていますが、会の目的は一貫しており、昭和33年以降、50年以上にわたつて条文は不変です。いわく「本会は、山岳に関する研究、知識の普及および健全な登山指導、奨励をなし、あわせて会員相互の連絡懇親をはかるとともに、登山を通じてあまねく体育文化ならびに自然愛護の精神の高揚をはかることを目的とする」です。

JACは、登山という行為を通して広く世の中に貢献するという

目的を持つ団体であるということ。を設立の時から明確に標榜しています。そして昭和16年には、設立時の主旨を体して事業目的を定め、社団法人という法人格を得て世間の認知を受けています。私たちは今後も、この先人の定めた創始の志を守り続けていく責務があるのではないのでしょうか。

JACの設立理念

一般社団法人を目指すということは、JACが公益団体であるという看板を自ら降ろすことを意味しましょう。それは新法に、一般社団法人は公益や私益を事業目的とする法人、と規定してあるからです。

一般法人を主張される会員の方々の意見を要約しますと、社会的担保（公益事業）を義務づけられ、その主たる活動の目的を「不特定かつ多数の者の利益増進に寄与する」とする公益活動をJACの主たる目的に定めるのは、JACの本来持っている恣意性にそぐわない。一般社団法人になつても公益活動はできよう。そしてもうひとつ、公益法人の認定を受ける、毎年公益事業費のチェック（総

事業経費の半分以上を公益目的事業にあてなければならぬとするし、50%条項があり、行政庁の拘束を受けることになって自由度が損なわれる。さらにこれによってクラブライフを楽しむのに制限が加えられる。というところだ。

これらのことについて申し上げますと、JACの設立理念や現行定款からして、主たる事業目的を公益事業に置くことに異論を挟む余地はないのではないのでしょうか。公益法人としての事業活動を継続してきたからこそJACの存在価値があり、他の一般の山岳会とは、本質的に異なる大きな特徴なのです。また、公益活動は、一般社団法人でも可能ですが、公益活動にふさわしい組織（公益社団法人）とそうでない組織（一般社団法人）が同じ内容の公益活動を実施してもその重みや利点には、自ら差異が生じるのは明かではないでしょうか。

一般法人を唱える方々の、自由度を阻害するとする最大の要因である50%条項ですが、これを足かせと見るなら確かにうっとおしい条項になります。しかし、これが

クリアできる組織だけが、数多ある法人のなかで、最も清廉な、世のために資する公益団体としてのお墨付きが得られることになるのです。この50%条項を、他の法人と区別できる自分たちを守る砦である、と考えたらいかがでしょうか。

この50%条項が、今後もずっと保てるのかと危惧される会員も多いいと思います。これに対しては、いま現在の本部の公益目的事業費の積み上げでも十分50%を満たしているという試算が示されています。この試算には各支部の公益目的事業の経費は加算されていません。さらに各支部の公益事業費を加えても50%に満たない状況が生じるのでは、との指摘もありましよう。いまJACでは、各種の事業に毎年それこそ延べにしますと何百人、何千人という会員や会員外の人たちが無償で公益事業活動に携わっています。この無償の役務の提供を賃金換算して、公益目的の事業費として加算できるので、これをもつてすれば、半永久的にこの50%条項はクリアできます。JACの自由度が損なわれる心配はありません。

JACの次の百年へ

まずは一般で申請し、必要に応じて公益で申請し直すのはどうかとの意見もありました。これは現実性に欠けると思います。一度自ら公益性を否定しておいて、事業の目的はそのままにして、定款も変えずに申請するのは、矛盾というものではないでしょうか。初めから公益申請をしても同じです。それに大変な労力と経費を二度使うことになり無駄骨です。

次に、支部の公益法人の対応について触れてみたいと思います。おおまかに申しますと、いままでとなら変わりはなくということですが。新しい定款案でも、従来どおり「必要な地に支部を置くことができる」と記してあるだけで、支部はあくまで、各地域の会員の任意の集いであるという位置づけです。現在と同様に支部の自主性を生かした事業展開を図ってもらうべきなのです。

一方で公益事業の促進とか、新入会員の公益活動参加の義務づけが入会条件になるのではないかと懸念の声が聞かれます。これは、支部活性化プロジェクトチームが発足して、支部の活性化を啓

発していることが、そのように映るのだと思います。支部の会計処理にいたしましても、いままでと同じ手立てで結構です。ただし、本部から出る公益事業を目的とした一部補助金に関しては、その使用状況や計上費をきちんと管理把握しておいていただく必要は、生じます。

3月の総会で会員の皆さまのご審議を賜ります。JACがもしかりに公益社団法人でなかったり、なれなかったとしたら、いったいどんな組織や団体が公益社団法人になれるのでしょうか。百年の歴史と伝統を誇るJACが、これからも次の百年へ向かってその歩みを続けるのには、公益社団法人こそ最もふさわしい姿であると確信しています。

会員のひとりから、「木を見て森を見ず」で、大局を見失うなどご忠言をいただきました。私にとつて大局の森とは、申すまでもなく、「創始の志」です。小島島水翁ら7名の設立発起人の声が泉下から肅々と聞こえてくるような気がしてなりません。会員の皆さま方のご理解を賜りたいと思います。

プロジェクト検討報告

新法人法に対応する定款等の改定

吉永英明

「法人改革対応検討プロジェクトチーム（PT）」は、昨年6月の22年度第1回総会において公益社団法人・一般社団法人への移行に伴うメリット・デメリット等についての検討結果を報告し、会員諸兄からいくつかの質問、ご意見をいただきました（会報『山』782号）。これに続き、6月11日以降11回の会議を開き、移行に伴う定款改定、事業区分等の具体的措置の検討を行ない、去る12月2日、最終的な報告書にまとめて理事会に提出しました。

この間PTでは、公認会計士の資格を有し、今般の法人改革に伴う移行についての経験のある会員にも参加をお願いし、特に、定款の資産・会計に関する規定、今後の区分経理の処理方法等について専門的な立場で検討していただきました。

今般の公益法人改革は平成25年11月30日を期限としており、この期限までに移行しなかった場合は解散せざるを得ないこと。す

に法律が施行され、これに基づいて国所管の900を超える法人が移行申請をしている現実（昨年11月末現在）を考えれば、法律にしたがって早急に対応しなければならぬことがご理解いただけると思います。

こうしたなかで7月には、蓮舫行政刷新担当大臣から「国からの補助金や天下り役員を受け入れて一部の法人に対しては厳しくそのあり方を問い直しますが、公益法人に期待される民による公益の増進を積極的に応援するので、早目の申請を」といったメッセージが寄せられました。

移行に伴う具体案の検討では、今般の改革法で厳しく求められている法人としてのコンプライアンス（法令遵守）とガバナンス（管理体制）の確立に対応しつつ、従来の組織・事業内容等をできる限り維持してゆくことを目指して新法人へ移行するための方策を検討しました。

主として、定款、定款施行細則

および規程類の改定、JACにおける支部の位置づけ及び支部助成金の扱い、公益・一般いずれも公益目的事業を実施しなければならぬことに伴う事業の仕分け及び公益目的事業費と共益事業費等の区分経理等についてです。

このPTは、理事会の新法人移行に関する方針決定に資するため、移行に伴う定款及び規程類の改定、経理方法等について提案することを目指すとしており、昨年12月の集中討議前に、資料として提出されました。

1月12日の理事会で公益社団法人への移行という方針が打ち出され、3月の総会に諮られることになりましたが、総会での審議に際して、会員諸兄の判断の一助になれば幸いと考えます。

以下、PTにおいて検討した主な事項について記述します。

1. 定款及び規程類の改定

【定款】

社団法人の定款については、すでに内閣府の公益認定等委員会からモデル定款が示され、本会においても一昨年以下「定款委員会」で改定案が検討されているため、

これらを参考としつつ、本会の百年に及ぶ伝統にも留意して検討を行ないました。

改革法では、法人としてのガバナンスの確立を厳しく求めており、役員の選任・職務、理事会の権限・責任、総会決議の厳格化を詳細に規定していることに対応し、理事は、代表理事、業務執行理事および一般理事に区分し、総会で理事を選任したのち、理事会において代表理事等を選任することになります。改定案では、会長を代表理事、副会長および常務理事を業務執行理事と規定しています。

従来、会費は定款で規定していましたが、今後、定款の改定は総議決会員の3分の2以上の賛同が必要で極めて困難なことから、会費に関する規定を定款施行細則に移し、総会の普通決議（2分の1以上の賛成）で変更可能としました。

評議員については、従来、役員改選の際の候補の推せん、名誉会員の推せんといった権能が付与されていましたが、今後は理事会以外の機関が権限を有して法人運営に関与することができなくなるため、会長の諮問にこたえる者と規

定し、理事会において選出することになりました。財団法人における評議員と名称が類似することになるため、移行審査の過程で否認される恐れがありますが、評議員はJACの伝統的役職であることから定款に残しています。

現在、年2回の総会を開催しています。改革法では、事業計画案及び予算案は直近の総会における報告で足りるとされていますので、今後は年1回の総会ということになります。

【定款施行細則】

先の「定款委員会」で検討された「細則」改定案を参考にして検討を行ないました。定款で委任された事項のうち、他の規程に規定した事項以外の事項について規定するものです。

特に、会員、会費、会費滞納者に対する措置及び復活会員等について定めています。ほぼ現行の定款・細則の規定同様の対応をしました。

【その他の規程】

まず、「規程類管理規程」を整備し、JACにおける定款、定款施行細則と規程類の関連を明確にし、体系化しました。公益・一般

とも、程度の差こそあれ公益目的事業を実施しなければならぬため、「秩父宮記念山岳賞実施規程」「図書室及び図書利用規程」を改定し、会員外の方の受賞、利用を可能としました。「上高地山岳研究所管理規程」についても、会員外の方の利用制限を若干緩和しています。これらは、その費用の一部を公益目的事業費に計上するためのものです。一方、ガバナンスの確立に対応し、「職員就業規程」及び「経理規程」も整備しました。このほか、「個人情報取扱規程」及び「委員会規程」についても提案しています。

これらの規程は、いずれも理事会の決議で改定できることとしています。

2. 支部について

支部の方々からは、「公益目的事業の実施が強制されるのでは」といった危惧の念が伝えられています。現在の組織・事業内容を大幅に変えることなく対応する姿勢で臨んでいます。

今般の改革法では、支部を法人の一部として公益社団法人に移行する場合、経理の一体化等が求め

られることになりました。また、使途を限定しない交付金である支部助成金についても、現行のままでは公益目的事業費に計上できない、とされています。JACにおける支部及びその活動は、極めて重要なものであり、今後も現在の状態を維持しつつ移行したいという希望が強くあります。

従来の「支部設立並びに運営に関する規定」を「支部に関する規程」として次のような支部の定義を規定し、本部との経理の一体化等を忌避できればと考えています。

【定義】

「この規程において、支部とは、主として一定の地域（仮称・支部包括地域）に属する会員が、連絡並びに懇親を密にし、本会の目的たる事業を実施するため、自律的な運営及び自主的な活動を行なう組織をいう」

したがって、現行の支部長の理事会承認を会長への届出に改定する等、支部の運営に関する本部の関与を最小限にとどめることにしています。また、支部地域の概念についても、現行の支部設立、支部地域、支部包括地域と不明瞭であるものを設立時の「支部設立地

域」と設立後の「支部地域」に統一しました。

【助成金】

さらに、現行の支部助成金について、支部員一人当たりの定額部分の「運営交付金」と支部からの申請に基づき支部事業に配分する「事業補助金」に区分し、より公益目的事業費への計上を容易にすることを提案しています。「運営交付金」は、使途を限定せず支部の運営費に充当することを目的とするもので、後述する区分経理のなかでは、共益事業費に該当するものです。「事業補助金」は、公益目的事業への補助に限定してはいませんが、支部が実施する事業の経費を補助申請に基づき適正に配分することになります。できる限り公益目的事業費に充当できれば、「一般」でも「公益」でも有利に働くことになることが予想されます。

したがって、事業補助金の配分を担当し、公平な審査を行なう委員会を設置する必要があります。もちろん、補助を受けた事業の内容、支出についての報告を求めることになります。支部助成金の変更は、決して支部に対して公益目的事業

の実施を強制するものではなく、活性化に寄与する支部の自主性に基づく事業を支援するものと考えられています。

3. 支部が受ける外部からの補助金等の扱いについて

従来、支部が国、地方公共団体、独立行政法人等から受けた補助金、助成金等は、本部会計に係属なく処理されていましたが、今後は「一般」「公益」いずれの場合でも本部会計に繰り入れたうえ、処理すべきと考え、今般の「支部に関する規程」に規定することを提案しました。

「一般」の場合、国等からの補助金、助成金について所管行政庁から報告を求められ、「公益」の場合は寄付金税制の適用団体になることから、特に、会社、個人からの寄付金については特別な受領証を発行する必要があるからです。法人のガバナンスの確立の観点からも、当然の処理と考えています。

4. 事業の区分および仕分け

今般の改革が求める区分経理の義務づけに伴い、本会における

現行の事業を二つの「公益目的事業」と「共益事業」および法人会計関連部門に区分しました。

「公益目的事業」は、登山啓発事業、「山岳」の発行等の「登山 振興事業」、上高地山研の運営、図書室の運営等の「山岳研究調査事業」、森作り事業、山岳自然観察会等の「山岳環境保全事業」とし、委員会・支部に対する「運営交付金」の交付、会報の発行等の会員活動支援事業を「共益事業」としました。本部事務局費の一部及び総会の開催費等は、法人会計関連部門になります。

これにあわせ、委員会および支部の事業を、区分経理を容易にする目的で各事業に仕分けして提示しました。

また、一部の委員会にかかる現行の予算制についても、支部助成金との整合を図ることが妥当と考え、委員会の運営費に充当する「運営補助金」と事業に対する「事業補助金」に区分すべきことを提案しました。各委員会の実施事業に対する姿勢に変化が表われるものと期待しています。

5. 区分経理について

今般の改革では、「一般」にしろ「公益」にしろ、公益目的事業費を明確にするため、事業区分ごとの公益目的事業費、共益事業費および法人共通の法人会計関連部門に区分して会計処理することが求められています。専門的立場からの助言をいただいている吉川正幸公認会計士の指導のもと、来年度からの区分経理の実施に向けた会計処理の変更等を進めています。移行申請を予定する23年度には、スムーズな処理ができるよう理事会においてもご努力をいただきたいと考えます。

6. 公益目的事業費の試算

「一般」の場合は公益目的財産額相当額の公益目的事業費への支出が求められ、「公益」の場合は費用ベースで50%以上の公益目的事業費への支出が求められているため、平成21年度決算を基礎として、公益目的事業費への支出比率を試算しました。特に、公益目的事業を意識していない平成21年度決算でも、50%以上の公益目的事業費が確保できることが判明しています。

まとめ

平成21年9月以降20回の打ち合わせ会議を実施し、「一般」「公益」のメリット・デメリット及び移行のための対応策をまとめることができました。あわせて、理事会での詳細検討を要する事項として、定款、組織及び財務関連について16項目の「理事会要検討事項」も提出しました。今後、理事会において鋭意検討が進められるものと期待をしています。

法人化問題オピニオン①

「公益法人」選択は時代の要請

吉田忠弘

新しい革袋には「新しい酒」を

会報で新公益法人制度への対応の議論を拝読している限りにおいては、「公益」を選択すべきか、または「一般」を選択すべきかの組織形態論に終始しているように感じられる。だとすれば「木を見て森を見ない」議論である。それぞれにメリット・デメリットがあり、現在の日本山岳会(JAC)の活動を前提として選択肢の議論をしても実りは少ない。

まずは組織の哲学・目的は何かを改めて議論し、その上で新組織にふさわしい形態として「公益」か「一般」かが論じられるべきである。

新しい法人制度は旧来の公益法人制度を抜本的に見直す大改革であり、時代の要請に対応したものと見える。時代の要請に対応できない組織は、いかなる大組織であっても早晚淘汰される。JACがそのような事態に陥ってはならない。百年の歴史を持つJACがこれからの百年を刻むためには

「時代がわれわれに何を求めているか」という視点から展望すべきである。

組織形態は「公益法人」選択を

JACは百年余の歴史のなかで、明治39年4月に起草された「山岳會設立の主旨書」に沿って見事にその役割を果たしてきたといえる。そして、これからの百年の歴史を刻むためには、従来の登山を通じた活動にとどまらず、より幅広く「不特定多数」の利益という視点、すなわち「公益」という視点に重心を置くべきであり、具体的活動としては会報2007年11月(750)号に掲載された尾上昇現会長の提言「登山文化の継承とネイチャークラブへの転進」に全面的に賛同するものである。「青少年の健全育成の取り組み」や「日本の山岳環境を保護、保全する目的を持つ教育機関にする」「もっと進めて国立登山学校の設立を」などである。この提言は大いに参考にされるべきで、し

たがって組織形態としては「公益法人」を選択すべきと考える。

しかしながら、公益法人の場合、「収支相償」「50パールール」、および「遊休財産保有規制」のいわゆる「財務3兄弟」(堀田力氏の言葉)が公益認定基準であると同時に、毎年度ごとに求められる順守事項でもある。従って「公益」を目指すとした場合、これらを順守できる見通しが立つことが大前提となる。見通しが立たないまま不用意に「公益」に移行する愚は避けなければならない。

いったんは「一般」の選択も

一方、新法では、いったん一般法人へ移行した後、公益認定基準をクリアすればいつでも公益認定申請が可能である。これは「公益目的支出計画」履行中の「移行法人」であっても可能であり、その場合、公益認定を受けた時点で「公益目的支出計画」は完了したものとみなされ、その時点における公益目的支出計画の残額は、公益法人へ移行したあと活用できる。

以上のことを踏まえると、ただちに「公益」へ移行する以外に、移行期間内(平成25年11月30日ま

で)にいったん「一般」へ移行し、上記の課題について十分な時間をかけて議論したうえ、見極めがついた時点で「公益」へ移行することも選択肢として考えられよう。

支部の扱いについて

支部の扱い、位置づけは大きな課題である。現在、支部の資産と予算は本部と連結されていない。したがって現在の支部の法的位置づけは「人格なき社團」であり、法人格を有する本部とは別の団体と観念される。支部も含めた形で新制度へ移行するためには、支部と本部の資産および予算の連結が不可欠である。

このため、移行申請は本部のみで行ない、本・支部の統合が完了した時点で一括して「従たる事務所」として登記するなどの方策も考慮すべきと考える。

なお、支部がそれぞれの活動の独自性を存分に発揮するためには、それぞれの支部が公益法人へ移行し、それらの連合体としてのJACという組織論もあり得るかも知れない。

法人化問題オピニオン②

JACの主目標は公益事業なのか

織方郁映

『山』の12月号巻頭ページから始まる理事会での法人改革問題についての討議の記録に「現在のJACは社団法人であり、その役割を果たしてきた。登山愛好者の会というだけでは衰退するだろう」という趣旨で公益法人化を是とする意見がありますが、少し違うように思います。

JACはこれまで自らの社会的存在意義としてひたすら登山活動に専念してきたからこそ、先導的で創造的で卓越した業績を上げることができ、その結果として社会の公益に寄与することができ、おのずと社団法人としての役も果たせたのだと思います。公益を主目標に据えることによって登山活動が散漫になれば、先導的で創造的で卓越した業績は上がらなくなり、その結果JACの権威が落ちれば、社会から期待される山岳会としての公益的な役割は果たせないと思います。

JACにとってこれまで以上に公益活動が大事だというなら、

公益を主目的として環境省などの補助金をもらって活動する団体を、登山界での専門知識と実力をもって支援し協力すればよいのであって、自らその先頭に立たねばならないと思う必要はないはずです。

JACは公益を主目的に掲げる会ではなく登山愛好者のための会なのだから、登山愛好者にとって魅力のある運営体制にすべく改革するのが先決なはずです。日ごろ耳にするのは「JAC入会希望者は大勢いるが、敷居が高くて入れない」という声です。「会費に見合ったメリットがない」との声も聞きます。これらを整理して抜本的に改革すればよいのです。

会員が減少して財政が困難だから公益目標を掲げようなどというのは本末転倒です。公益法人にしてより広い層を取り込めるようにすれば会員は増えるとの考えもあるようですが、公益事業に惹かれて入会する人がいるとは思えません。公益法人化を支持する人々は、登山活動よりも社会貢献に生

き甲斐を求めはじめた高齢会員ではないか、とすら思われます。そのような人たちの意見に流されると、JACの会員になって先達の指導を受け、あるいは会員同士の切磋琢磨によってより高いレベルの登山活動をしたいと思っている人たちを失望させることになるでしょう。

入会資格を登山歴から登山活動への意欲にまで拡げて入会しやすくし、かつて高校卒の素人を一人前に育てた大学山岳部の役割を引き受けたり、ハイキングの域を抜け出したいと真摯に願っている人たちを指導したりする体制にすれば会員は大幅に増えるはずですし、そうなれば、知識と技術を持て余しているシニア会員の生き甲斐も高まることでしょう。

このような指導活動を、非会員に対しても同時に活発に行なうことによって山岳会らしい有意義な公益活動ができるし、入会希望者の増加にもつながることでしょう。会員のための共益事業を楽しみながら、公益事業も独自の発想で効率的に実施できるのです。

公益法人になったなら、登山界のことを知らない、おまけに頻繁

に変わる内閣府の担当者から山岳会の事業の監査を受けるという屈辱的で煩雑な作業に耐えねばならないのです。登山者はアルプスの高嶺に棲むカモシカのように自由で自律を求める人種なはずで、それがどうして、少々の餌に釣られて役人が管理する牧場の柵の中に入ろうとするのでしょうか。

このように、会員による会員のための活動を自由闊達に実施できる一般法人としての体制を強化するほうが、登山者としての会員の増加と会員の生き甲斐の高揚に資するものと考えます。

アワード

遭難状況の調査で秩父宮山岳賞受賞

山森欣一

今回の私への受章は「人間に焦点を合わせた、ヒマラヤ登山の実態把握と遭難状況（ヒマラヤ十国内）の調査研究」の業績に対してであった。

具体的には、日本ヒマラヤ協会（H A J）から発刊した『神々の座 8000 m 峰挑戦の記録』『神々の座 7000 m 峰挑戦の記録』と、戦後の日本国内の『登山死亡遭難事故事例集』に対する評価である。

ヒマラヤ

1980年当時、私は、東京都山岳連盟海外委員長、日本山岳協会の海外登山常任委員であった。日山協の海外委員会では新たな事業として「海外登山遭難対策研修会」の開催を決定し、広島三朗委員長から、私とその準備を任せられた。

その時の資料として作成したのが「日本人のヒマラヤ登山と死亡事故について」である。死亡事故をまとめるためには、入山者を知る必要があった。死者を分子に

して入山者を分母にした死亡率を算出、はじき出された2・5%の死亡率は反響を呼び、研修を受ける姿勢が変わった。

その作業途中で、多くのヒマラヤ登山愛好者が、さまざまな困難を克服して頂を目指し、幸運にも登頂できた人もおり、無念にも志半ばにして山に眠った人もいることを知った。そしてこれらの人たちは、多かれ少なかれ記録に残った。

だが、彼らの仲間として、たった一度渾身の思いでヒマラヤ登山を実践し、頂を目指しながらも、記録の彼方に消えてしまった人たちも多かった。

これらの無名ともいえるヒマラヤ登山愛好者群こそが、20世紀に花開いた「日本のヒマラヤ登山」を支えた人たちである。この「たった一度だけヒマラヤ登山を実践した」人たちを「記録」として残すことを目指した。

私の最大の願いは、BCまで「誰が入ったのか」を残すことで

あった。そのためには、「山別・年度別・入山者別」に焦点を絞り整理した。そのため登山内容は結果だけ、役職は隊長だけとし、参考文献もひとつとした。

こうして6000 m 峰も加えた「三部作」には、1952年から2004年までの53年間にヒマラヤに挑戦した1万3585名を収録できた。

私のまとめたささやかな三部作が、百年後のいつの日にか、20世紀に花開いた「ヒマラヤ登山」に、心を寄せる登山愛好者のお役に立つことがあれば望外の喜びである。

国内

2003年、日本山岳文化学会（斎藤一男会長）が創立された。



遭難状況の調査をまとめた4冊の著作

二年後には「遭難分科会」が立ち上がった。私もメンバーに加わったが、私のスタンスは、「ヒマラヤ登山遭難事故」であったので、分科会への参加はどちらかというと傍観者であった。

わが国の登山遭難文献としては、春日俊吉・安川茂雄両氏の力作が多く刊行されていたが、それらのほとんどは遭難事例の一部を深く掘り下げたものである。

私は、個々の遭難の具体的な内容よりも、「戦後」の日本国内で登山死亡遭難事故がどの程度あるのかに焦点を合わせ、事故事例の総量の集積を目標とした。

警察庁の「警察白書」は、山のなかの事故なので参考程度にし、上田茂春『山岳遭難関係文献、及び岳人の追悼・遺稿文献目録』を参考に、新聞、関係図書などから死亡遭難事例をまとめた。

1945年から2009年までの65年間で、6272名をまとめることが出来たが、全体の60%程度と思われる。

このたび、私がまとめたささやかで地味な志を評価していただいた日本山岳会に敬意を表し、お礼申し上げたい。

活動報告

日本山岳会の
各委員会、同好会の
活動報告です

集會委員会

年次晩餐会記念懇親山行

晩餐会翌日の昨年12月5日は快晴。「10時、JR横須賀線北鎌倉駅集合」であった。絶好のハイキング日和で、駅周辺は混雑していた。

参加者総勢103名(うち15地方支部から58名)全員そろったところで、予定より10分早く、9時50分、会旗の先導で、建長寺に向けて出発。10時5分、建長寺総門に入ったが、人数が少ない。他の団体の圓覚寺参観に紛れた人たちを待ちながら、仏宝殿付近でトイレ休憩。その間、鎌倉市の天然記念物のビャクシン(別名イブキ)の巨樹や仏宝殿の裏の海東法窟の釈迦苦行像(愛知万博の後、パキスタンから奉納された)などを拝観。

後続と合流後、10時25分、歩き

はじめ、大僧坊大権現の傍らを過ぎ、半僧権現の祀られている半僧坊への石段にかかる。246段の緩急の石段を昇り、10時半ころ、半僧坊に到着、小休止、周辺の錦秋を賞でる。ここには富士見台と相模湾・大島見晴台がある。富士山は冬霞のなかに望まれたが、相模湾方面は霞んで、視界はあまりよくなかった。

ここで、受付担当の方々が追いつき、合流。10時45分、全員そろって出発。163段の急な石段を昇り、展望台(勝上猷)に、さらに、8段の石段があり、11時ころ、タブノキの巨樹がある鷺峰山頂上に着く。そこからは、20分ほどの少し急な下りになり、結び目のあるロープがセットされている3〜4段の崖を下り、峠を通過。逆に登ってくるハイカーに出会う。

やがて、送電鉄塔(No.16)を通過して15分ほどで、携帯電話中継ア



快晴のもと、鎌倉アルプスのハイキングを楽しんだ仲間たち

ンテナのある大平山(159メートル)に到着。しばし、横浜・鎌倉の海方面の眺望を楽しむ。

頂上に続く下り斜面の下の広場には、高橋聡氏はじめ数名の集會委員会の方々が前日から準備した温かい豚汁を用意して待機されていた。建長寺の説明パンフレットによれば、「建長汁は建長寺発祥の料理」とあり、豚汁は巻織汁(けんぢしる)に対してエスプリの効いた接遇であった。

頂上直下の鎌倉カントリーのクラブハウス脇の広場で、行列に並び、豚汁の給仕を受けて、各自持参の昼食をとる。冬日向で食する温かい豚汁がうまい。

昼食後、大平山をバックに記念の集合写真を撮り、12時半ころ、現地解散。下りは天園ハイキングコースと紅葉谷を通って瑞泉寺に下るコースの2つの経路があり、参加者各自、三々五々、錦秋の鎌倉を楽しんだ。

末尾になりましたが、お世話をいただいた集會委員会の方々に深甚の謝意を表します。

(西谷隆亘)

図書委員会

十五年戦争下の登山

第39回山岳史懇談会は右記のテーマで昨年12月7日、『十五年戦争下の登山——研究ノート』の著者である西本武志氏(日本勤労者山岳連盟会長)をルーム(104号室)にお招きして開催された。この本の内容については会報『山』2010年10月号の図書紹介欄に越田和男氏が簡潔にして要を得た紹介文を書いているので、そちらを参照(願わくは購入していただきたい)。

当日の講演で西本氏は、主として本書を書いた動機について語られた。幼少年期の戦中戦後体験、

山に憑かれた青春時代、山の本にふれると胸が躍り、しだいに登山史に興味を抱くようになる。そこで感じたことがある。文献を読んでいると「スカスカ」する。なんだか物足りない。原因は戦時中の記述がないからだと気づく。調べてゆくと、本来は平和的な行為、人間性を高める行為である登山が、それとは正反対の戦争体制に組み込まれ、本来のアルピニズムとは無縁のものにさせられた実態が浮かびあがる。

そこで書き上げたのが本書、日本登山史の暗黒の一章である。それはまた沈黙の章でもあった。軍・官と一体になった多くの著名な登山家が、戦後そのことに口をつぐんでいるのはいかなることか――。

これは重いテーマである。とりわけ日本の近代登山の主翼を担った日本山岳会にとって。英国のアルパインクラブと並んで本会が模範に仰いだドイツ・オーストリア山岳会は、かつて完全にナチズム化した負の歴史を負っている。それに関する歴史的検証が始まったのは、戦後50年以上も経った1990年代後半からで

あった。そのきっかけは、外部からの痛烈な批判と、会内部の若い世代からの突き上げである。今回(昨年8月)の西本氏の著書の上梓は、本会に投げられた一石ではなからうか。(平井吉夫)

アルパインフォトビデオクラブ 2010年秋の撮影会

平成22年度の秋の撮影会は、10月24・25日にかけて、戸隠高原一帯で行なわれた。

夏の猛暑で木々の色づきがどうなっているか、心配しながら行事がすすめられた。参加者は21名で例年より多く盛会であった。



ベストショットをねらってシャッターを切る参加者

24日正午、長野駅に集合した電車組は、信濃支部の横山さんと原さんの車2台に分乗して、2日間撮影ポイントを案内していただけることになった。

撮影に先だって、フランシス・エミリー・ウェストン夫人の記念碑を見学する。1904年に戸隠山、高妻山に登ったと記されている。

今にも雨の降り出しそうな空を気にしながら、古池で最初の撮影を開始した。木々の色づき、水面の落ち葉に向かって、参加者一同シャッターを切っていた。

次に雨乞いの池といわれている種池に向かう。霊験あらたかので着くと同時に雨が降ってきたので早々に下山を開始した。少し暗くなったところ、戸隠小舎に着き、自家用車組と合流する。

懇親会は羽田氏のあいさつに始まり、川嶋氏の乾杯の音頭で進められた。戸隠小舎の心づくしの料理を味わいながら情報交換し、雨打つ音を聞きながら楽しい夜のひとときを過ごした。話は尽きないが、小田氏の一本締めで会をお開きにした。

25日、全員で記念写真の後、戸

隠最大の撮影地である鏡池に行き、時間をかけて撮る。曇天であるが、デジタルカメラを使う会員はものともせずに撮っていた。今にも降りそうな空模様の中、小鳥ヶ池、西岳山道を撮影しながら、最後の目的地、裾花溪谷を行く。溪谷、岩壁、紅葉と自然が織り成すさまに各人各様カメラを向けていた。

最後に、鬼無里の「いろは堂」おやき店に立ち寄り、珍しい種類のおやきを土産に帰路についた。

(山本武志)

番号	書名	著者名	発行	備考	価格
68	天と地の間に	ガストン・レビュファ / 著 近藤等 / 訳	新潮社	S 38	800
69	辻まこと 山で一泊	辻 まこと	創文社	S 50 函 初版	5000
71	山からの絵本	辻 まこと	創文社	S41 函なし 著者署名あり	5000
72	画文集 山の声	辻 まこと	東京新聞	S46 カバー 初版 蔵書票あり	4000
73	山と森は私に語った	辻 まこと	白日社	S55 函なし	1500
74	辻まことの世界	矢内原伊作 / 編	みすず書房	1974 4刷 カバー	
	続・辻まことの世界	矢内原伊作 / 編	みすず書房	1978 カバー	2冊 1000
76	見知らぬオトカム-辻まことの肖像	池内 紀	みすず書房	1997 カバー 帯	500
77	辻まことの思い出	宇佐見英治	湯川書房	1978 カバー 帯	1500
80	山岳画家 加藤洵綾	清水敏一	日本山書の会	2007 カバー	400
82	山は満員	渡辺公平	茗溪堂	1975 カバー 著者署名・ 自筆スケッチあり	1000
83	折々の山	望月達夫	茗溪堂	1980 函	500
85	登山の小史と用具の変遷	西岡一雄	朋文堂	S 33 函なし カバーつき	2000
86	山道具が語る日本登山史	布川欣一	山と溪谷社	1991 カバー	500
93	山の絵本-日本アルプスと富士	吉田 博 / 版画・絵 白旗史朗 / 文・写真	講談社	S 56 カバー 帯 カバー	800
97	氷河への旅-ジュガール・ヒマール探査行	深田久弥・風見武秀	朋文堂	S 34 函	1000
98	朝の山 残照の山	日高信六郎	二見書房	S 44 函	1000
99	霧の山稜	加藤泰三	二見書房	S 46 函 * 復刻版	1000
100	新選復刻山岳名著 歐洲山水奇勝	高島得三	大修館書店	S 53 函	800
101	新選復刻山岳名著 山岳礼拝	中村清太郎	大修館書店	S 53 函	2000
102	新選復刻山岳名著 アルピニストの手記	小島烏水	大修館書店	S 53 函	800
103	新選復刻山岳名著 ヒマラヤ行	鹿子木貝信	大修館書店	S 53 函なし	500
104	復刻山岳名著 日本アルプスと秩父巡礼	田部重治	大修館書店	S 50 函なし	500
105	日本山岳文献ノート	坂戸勝巳・清水忠雄	清水書院	S 7 函 * 復刻版	800
107	現代登山全集 1 日本の山と人 改訂版	東京創元社	諏訪多栄蔵・山崎安治・ 安川茂雄・山口耀久 / 編	S 51 13 版 函	500
108	現代登山全集 3 剣・立山・黒部 改訂版	東京創元社	諏訪多栄蔵・山崎安治・ 安川茂雄・山口耀久 / 編	S 51 16 版 函	500
109	現代登山全集 1 日本の山と人 改訂版	東京創元社	諏訪多栄蔵・山崎安治・ 安川茂雄・山口耀久 / 編	S 51 13 版 函	500
110	日本登山大系 3 谷川岳	白水社	柏瀬祐之・岩崎元郎・ 小泉 弘 / 編	1981 2 刷 函	500
111	日本登山大系 5 剣岳・黒部・立山	白水社	柏瀬祐之・岩崎元郎・ 小泉 弘 / 編	1981 2 刷 函	500
112	日本登山大系 7 槍ヶ岳・穂高岳	白水社	柏瀬祐之・岩崎元郎・ 小泉 弘 / 編	1984 5 刷 函	500
154	チベット旅行記 1-5	河口慧海	講談社学術文庫	S 53-58 文庫本	400
Y1	LA LUNGA STVADA AGLI '8000	CESARE OTTIN PECCHIO	PRIULI & VERLUCCA EDITORI	1971	500
Y2	TOUCHING UPON THE HIMALAYA	BILL AITKEN	INDUS PUBLISHING COMPANY (NEW DELHI)	2004	500
Y3	OUR EVEREST ADVENTURE	JOHN HUNT	HODDER&STOUGHTON	1954	500
Y4	IN PATAGONIA	RRUCE CHATWIN	PICADOR (LONDON)	1977	500
Y5	55WAYS TO THE WILDERNESS IN SOUTHCENTRAL ALASKA	HELEN NIENHUESER	CRAFTSMAN-MET PRESS (WASHINGTON)	1975	500
Y6	A MOUNTAIN IN TIBET	CHARLES ALLEN	ANDRE DEUTSCH (LONDON)	1982	500
Y7	SUSTAINABILITY IN MOUNTAIN TOURISM	PATRICIA EAST	BOOK FAITY (INDIA)	1998	500

●頒布価格が 300 円以下の本を省略しています。全目録はホームページ (図書委員会) から検索できます。また、必要な方にはお送りしますので、お申し出ください。

●目録の申込み、問い合わせは三好まき子まで TEL 090-8019-8601 E 344mm@mbe.nifty.com

図書交換会出品目録および購入申込みのご案内

「図書交換会」を、3月19日(土)に開催します。多くの会員の参加をお待ちします。

交換会当日の詳細は19ページの「インフォメーション」欄に掲載していますが、当日に来場できない方は、下記のとおりで購入の申込みを行なってください。

- 郵便(日本山岳会・図書委員会あて)またはメール(344mm@mbe.nifty.com)で、2月末日までにお申込みください。
- 購入希望図書の番号、書名、購入希望者の名前と会員番号を必ずご記入ください。入札本(★印1-6)の場合も、入札価格を明記のうえ、同じ要領でお申込みください。
- 複数の申込みがあった場合は、当日、会場で抽選を行ないます。来場できない方の抽選は、図書委員が代行します。
- 購入図書の送料は購入者負担とし、交換会終了後に代金と一緒に請求させていただきます。

番号	書名	著者名	発行	備考	価格
★1	アルピニストの手記-山の随想	小島烏水	書物展望社	S 11 函 蔵書印あり	最低価格 4000 円から入札
★2	日本アルプス 附登山案内	矢澤米三郎・河野齡藏	岩波書店	S 4 カバーつき	最低価格 2000 円から入札
★3	山と雪の日記	板倉勝宣	梓書房	S 5 3刷 函なし 梓書房 ハガキ(官製1.5銭)つき	最低価格 4000 円から入札
★4	中央アジア文献逍遙Ⅰ・Ⅱ	水野 勉	水野 勉	2004・2005 二重函 限定 30冊のうち 23	最低価格 2000 円から入札
★5	雪原の足あと	坂本直行	茗溪堂	S 50 函 限定 100冊のうち 67 著者署名 肉筆画つき	最低価格 10000 円から入札
★6	アルプス記	松方三郎	龍星閣	S 12 函	最低価格 4000 円から入札
12	山を見る日	川崎精雄	茗溪堂	S 52 函 ※著者詩文署名あり	2000
13	山のかおり	坂戸勝巳	日本山書の会	S 58 函	1500
14	山の本-収集の楽しみ	上田茂春	鹿鳴荘	S 57 函 * 著者署名あり	2000
15	近代日本登山史	安川茂雄	あかね書房	S 44 函 * 著者署名あり	1500
16	日本アルプス山人伝	安川茂雄	あかね書房	1971 函	800
17	忘れえぬ山の人びと	望月達夫	茗溪堂	1986 函	800
18	霧の山稜	加藤泰三	朋文堂	S 31 函	2000
19	日本風景論-覆刻日本の山岳名著	志賀重昂	大修館書店	S 50 函	800
20	中央アジア探検史-西域探検紀行全集別巻	深田久弥	白水社	1971 函	1000
21	松方三郎エッセー集-山で会った人	松方三郎	築地書館	1975 カバー 帯	500
22	松方三郎エッセー集-アルプスと人	松方三郎	築地書館	1976 カバー 帯	500
23	佐貫亦男のアルプ日記	佐貫亦男	山と溪谷社	1973 函 * 特装本 著者献呈署名あり	500
24	アルプスの谷 アルプスの村	新田次郎 佐貫亦男 / 写真	新潮社	1973 4刷 カバー 帯	400
25	本屋風情	岡 茂雄	平凡社	S 49 カバー 帯	400
26	炉辺山話	岡 茂雄	実業之日本社	S 51 2刷 カバー	400
27	単獨行	加藤文太郎	朋文堂	S 30 5版	500
28	チベットの七年	H・ハラール 近藤等 / 訳	新潮社	S 32 カバー	400
29	處女峰 アンナブルナ	エルゾーグ 近藤等 / 訳	白水社	1953 3版 カバー	400
30	山村滞在	岩科小一郎	岳書房	1981 カバー	400
48	63歳のエヴェレスト	渡邊玉枝	白水社	2003 カバー 著者署名あり	500
52	秋山記行	鈴木牧之	信濃教育会出版部	S 37 函	1000
53	霧の山稜	加藤泰三	朋文堂	S 31 函	1500
54	山は屋上より	足立源一郎	朋文堂	S 31 函	1200
55	雪と岩	ガストン・レビュファ / 著 近藤等 / 訳	新潮社	S 36	800
56	アルプス・ヒマラヤ處女峰登攀史	藤田信道 小島烏水 / 序	山と溪谷社	S 6	1000
64	日本百名山 新装版	深田久弥	新潮社	1991 カバー 帯	800
65	山 研究と随想-覆刻日本の山岳名著	大島亮吉	大修館書店	S 50 函	800
66	森林・草原・氷河	加藤泰安	茗溪堂	1966 カバー 函	500
67	雪と岩	ガストン・レビュファ / 著 近藤等 / 訳	新潮社	S 36 2刷 * 蔵書印あり	800

支部

だより

全国各地の支部から、
それぞれの活動状況を、
北から南へとレポート
します。

埼玉支部

忘年山行と講演会開催

埼玉支部発足から8カ月が経過した。12月11日から12日の1泊2日の日程で、山行・集会委員会主催の忘年山行と講演会を開催、34名の会員が親睦を深めた。

11日は、東武竹沢駅に集合し金勝山(260m)を経て、小川町にある埼玉県立小川げんきプラザの宿舎へ到着、15時40分から集会所にて講演会が開かれた。

講演は、20代でマッキンリー登頂、その後25年の空白を経て50代からアコンカグアやシシヤパンマなど高峰に登頂した大山光一会員。同氏は、59歳の時、単独の登山隊でチョモランマに登頂、61歳で埼玉県岳連初の8000m峰登山隊長としてチョー・オユーに登頂した。大山会員は「仕事と家庭を両立させながら、自己資金で夢をか

なえた実践的な話」だった。

続いて母校の防衛大学で35年間山岳部の指導に当たった田尻一實会員の「ネパールのカトマンズから西チベットを通り、崑崙山脈、タクラマカン砂漠、天山山脈を縦断した6000kmの旅」の話が、迫力ある山々や美しい花の映像をまじえて紹介された。

夕食後の懇親会では、全員の自



好天のなか、官ノ倉山山頂での記念撮影

己紹介のなかで互いの活動範囲を知り、更に話題が盛り上がり、埼玉支部の人の輪は場所を移しても親交を深めていった。

12日は、外秩父七峰縦走ハイキングコースの起点である官ノ倉山(344m)と、2つの石の祠がある石尊山(344m)を目指して出発。途中「日・月・星」を祀る三光

「山の日」制定運動が
NHKユースに

日本山岳会など山岳5団体の「山の日」をつくろう運動が1月10日朝、6時台のNHKニュースで放送されました。総合テレビの全国ネットで紹介されたもので、「山の日」制定協議会のメンバーがJACのルームに集まって話し合っている様子などが放映されました。

ニュースのタイトルは「山の日制定を」キャンペーンへで、

中高年や若い女性を中心に登山ブームが高まるなか、新たな国民の祝日として「山の日」の制定を目指す運動だと説明しています。そのうえで日にちとしては、6月から8月にかけての夏山シーズン中を想定し、「多くの人が山に親しみ、自然や環境のことを考えるき

神社の境内で平川陽一郎会員から、ストレッチ体操とダブルストックを用いての山での歩き方を学んだ。山頂からは、眼下に広がる町の様子、上州の山々や日光連山などの360度の展望を満喫しながら、穏やかな比企丘陵の日だまりハイクを楽しんだ。

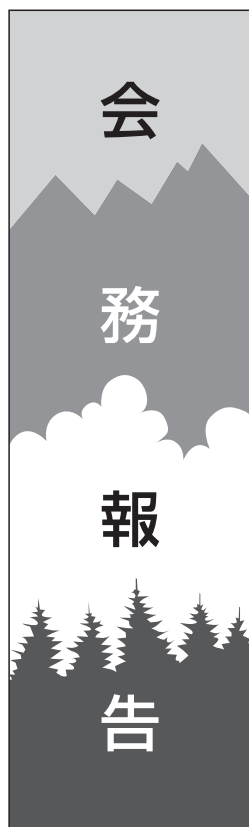
(宮川美知子)

つかけにする日にしたい」とコメントをつづけています。

また、「山の日」制定協議会が「山を考える」というパンフレットを20万枚つくり、全国の山小屋や学校などに配っていること、国民祝日実現のため国会議員への働きかけを始めることなどを伝えました。

JACの「山の日」制定PTメンバーで制定協議会の成川隆顕幹事は「多くの人に山のよさや大切さを訴えていくためにも、ぜひ国民の祝日としての『山の日』を実現させたい。まずは、多くの人に運動を知ってもらい、機運を盛り上げていきたい」と話していました。





平成22年度第8回(12月度)理事会
日時 平成22年12月8日 18時30分～21時20分

場所 日本山岳会 会議室

【出席者】尾上会長、神崎・宮崎・

藤本各副会長、成川・岡部各常務理事、太田・堀井・相馬・山川・野沢・中山・永田・萩原各理事、深川・平井各監事、近藤・酒井・森各常任評議員

【委任】谷川理事

審議に先立ち尾上会長から、年次晚餐会が盛会に開催されたことについての労いと謝辞があった。法人改革について先月に引き続き率直、活発な論議を通じて、理事会としての合意形成をしていきたいとの挨拶があった。

次に4つのプロジェクトチームからそれぞれの活動進捗状況についての説明、報告とそれらに対

する質疑、意見交換が行なわれた。新法人移行に関して「公益法人」、「一般法人」の選択について熱の入った討議が活発に行なわれた。

【審議事項】

1・山研の給水設備補修費用に関する陳情(太田)

一次取水タンク、浄水タンクともに設置後10年以上経過して老朽化がすすみ腐食が著しいので今後の取水の安定化を図るため新たに作成したい。作成設置費用の見積りは73万円である。(承認)

2・ロゴマーク使用許可願い(宮崎)

山形支部から、支部創立60周年にあたり発行する「記念誌」表紙にロゴマークを使用したい旨の申請が12月3日付であった。(承認)

【報告事項】

1・「生涯スポーツ・体力づくり

全国会議2011案内(宮崎)

11月29日付で文部科学省(スポーツ・青少年局)から来年2月3日横浜市内で開催する旨の案内があった。

2・特殊切手等発行に資する照会(宮崎)

11月30日付で文部科学省(競技スポーツ課)経由、日本郵便(株)から平成24年度、25年度の記念事項・イベント等の照会があった。

3・第10回日本真中五支部懇親山行案内・報告(神崎)

11月13日、14日石川県七尾市で開催(当番・石川支部)され出席した。懇親山行は「七尾城山(城跡)」であった(来年の当番は岐阜支部)。

4・「山はみんなの宝! 全国大会」に向けての実行委員会報告等(藤本)

「山はみんなの宝! 全国大会」が11月30日に国民会議立ち上げに向けて東京千駄ヶ谷の日本青年館で開催された。日本山岳会としては同会の将来的なビジョン検討状況などの推移を見極めた上でその

対応について結論を出してゆくべきで、自分の間は限定的に参加するのが好ましい。

5・日本勤労者山岳連盟「望年会」(神崎)

12月3日開催され出席した。和気あいあいの懇親会であった。

6・年次晚餐会(宮崎)

12月4日品川プリンスホテル(東京都港区)で皇太子殿下臨席のもと開催された。出席者は467名であった。

7・会報『山』12月号編集報告(神長)

『山岳』の原稿募集

締め切りは3月末日

今年の機関誌『山岳』第百六年(2011年)の発行は、第百五年と同じく6月初旬を予定しています。原稿締め切りは3月末日となります。出稿をお考えの方は、内容などをなるべく早く編集委員会に連絡してください。ワープロでの出稿をお願いします。

(山岳編集委員会・児玉茂)

ル ーム 日 誌 12月

20日	総務委員会 資料映像委員
18日	SUN 燦会
17日	学生会 二火会
16日	科学委員会 山の自然学研究会
15日	水会 休山会 つくも会
15日	青年部 東京多摩支部 三
14日	インターネット小委員会 緑爽会 スケッチクラブ
13日	支部活性化PT スキークラブ
10日	臨時常務理事会 フォトビ
9日	山の日制定PT 山の自然学研究会
8日	理事会 山岳地理クラブ
7日	図書委員会 山岳研究所運営委員会
6日	総務委員会 高尾の森づくりの会
4日	支部長会議
3日	総務委員会 指導委員会
2日	改革対応検討PT スキークラブ
1日	常務理事会 総務委員会 集委員会 スキークラブ

21日	会 集委員会 山の日記定PT フォトビデオクラブ
22日	山岳研究所運営委員会 スキークラブ 00会
24日	自然保護委員会 山遊会 麗山会
27日	システムPT 01会 JAC-YOUTHPT 12月来室者575名
会員異動(12月)	
物故	
平山武志 (1837)	10・9・22
廣瀬幸治 (4088)	10・11・18
堀川正路 (5272)	10・11・26
糟谷 節 (6248)	10・6・9
佐野洋二 (11947)	10・12・23
下山博信 (13783)	10・12・24
武田貞俊 (14492)	10・7・4
退会	
清水一男 (5917)	京都
小島 豊 (9007)	北海道
岩田三郎 (9137)	岐阜
井上 優 (10125)	福岡
澤田善太郎 (12845)	岐阜
檜 森造 (13915)	北海道

図書受入報告 (2010年12月)

著 者	書 名	ページ/サイズ	出版元	刊行年	寄贈/購入別
今尾恵介	地形図の楽しい読み方 (ヤマケイ山学選書)	206p / 18cm	山と溪谷社	2011	出版社寄贈
安田治	北海道の登山史	360p / 21cm	北海道新聞社	2010	高澤光雄氏寄贈
嶋義明	山に生きて——縞枯山荘おやじの70年	262p / 19cm	嶋義明 (私家版)	2010	編者寄贈
オールコック / 山本秀峰 (編・訳)	富士登山と熱海の硫黄温泉訪問——1860年日本内地の旅行記録	163p / 22cm	露蘭堂	2010	出版社寄贈
JAC 東九州支部 (編)	日本山岳会東九州支部創立50周年記念誌	97p / 30cm	JAC 東九州支部	2010	発行者寄贈
出川あずさ・池田慎二	山岳ユーザーのための雪崩リスク軽減の手引き	96p / 26cm	東京新聞出版部	2010	出版社寄贈
山森欣一 (編)	神々の座 6000 m 峰挑戦の記録 (2004年版)	284p / 30cm	日本ヒマラヤ協会	2010	発行者寄贈
有元利通	三百名山完登と富士山三百登	363p / 19cm	羽衣出版	2010	著者寄贈
角幡唯介	空白の五マイル——チベット、世界最大のツアンポー峡谷に挑む	310p / 20cm	集英社	2010	著者寄贈
中華民国山岳協会 (編)	中華民国山岳協会 85周年簡誌	114p / 31cm	中華民国山岳協会	2010	発行者寄贈
インフォベディア (編)	奇妙な「日本地図」の謎	362p / 16cm	光文社	2010	佐藤佐氏寄贈
JAC 関西支部四国同好会 (編)	小島烏水に学ぶもの——講演録 講師・近藤信行氏	12p / 26cm	JAC 関西支部四国同好会	2010	近藤緑氏寄贈
金子雅信 (編)	カンジュト・サール峰登山報告 (1981年)	70p / 28cm	千葉工大山岳部OB会	1984	坂井広志氏寄贈

定員

200名(先着順)

◆シンポジウム「登山を楽しくする科学・Ⅲ」開催

期日 3月5日(土)13時30分～17時30分

会場 立正大学 大崎キャンパス
(品川区大崎4-2-16) TEL 03-3492-2681

費用 JR大崎駅から徒歩5分) 500円(資料代を含む)

内容 1・「登山と観天望気」山岳気象アドバイザー 城所邦夫
2・「アクティブライフを支える食生活」管理栄養士 牧野千歳
3・「足が攣る・原因と対策」医学博士 箕岡三穂
4・「トムラウシの悲劇から学ぶ」トムラウシ山遭難事故調査特別委員会座長 節田重節

I N F
O R M

インフォメーション

A T I
O N

申込

次のいずれかの方法で平野裕也まで(☎157-0066 世田谷区成城 4-33-5-202
FAX 03-3484-8968

✉ jacforum@31pc-seijo.com

◆第28回図書交換会

図書委員会

山岳古書を目にする絶好の機会です。気軽に参加しませんか(出品目録は14・15ページに掲載)。
日時 3月19日(土)13時より購入申込み・抽選を開始します。
12時から本の内覧ができます。じっくり本を選びたい方は早めにご来場ください。

場所 山岳会104号室
問合 三好まき子 TEL 090-8019-8601

✉ 34mm@mbe.nifty.com

◆第20回「山好きの山の絵展」

アルパインスケッチクラブ

会期 2月20日(日)～26日(土)(10時～19時、ただし初日は12時から、最終日は17時まで)

会場 東京交通会館2Fギャラリ

1 千代田区有楽町2-10-1 TEL 03-3215-7962
962 JR有楽町駅、有楽町線有楽町駅A8番出口徒歩5分

担当 田辺寿、深川安明、木村泰助

*B1エメラルドルームにおいて「当クラブ創立20周年記念特別展」を同時開催します。

*入場無料

◆講演会「小島烏水に学ぶもの」講演録ができました

四国同好会

講演録『山』11月(786)号に報告)をご希望の方に1冊500円(送料込み)にてお送りします。

問合 尾野益大 TEL 090-7145-1893 FAX 088-625-6215

✉ npo-turugi@mc.pikara.ne.jp

◆編集後記◆

●1月の理事会で、新法人制度移行に際して、「公益法人」で申請することが決まり、今月号も巻頭から10ページを使って、この問題を取り上げてみました。まず理事会での各理事の発言内容を、それを受けて会長の所信を述べてもらいました。続いて新法人制度に移行した際の定款について、法人改革対応PTの吉永さんに報告してもらい、最後に最終的な決定まで2カ月の猶予があることから、各立場の会員の投稿を掲載しました。

●このところ新法人制度に関する記事にページをさいているため、いくつかの記事が先送りされています。せっかく寄稿していただいているのに、申し訳ありません。もうしばらくお待ちください。

(神長幹雄)

日本山岳会会報 山 788号

2011年(平成23年)1月20日発行
発行所 社団法人日本山岳会
〒102-0081
東京都千代田区四番町5-4
サンビューハイツ四番町
TEL 東京(03)3261-4433
FAX 東京(03)3261-4441
発行者 日本山岳会会長 尾上昇
編集人 神長幹雄
Eメール:jac-kaiho@jac.or.jp
印刷 株式会社 双陽社